

要配慮者利用施設の 避難確保計画作成の手引き

尼 崎 市

令和 7 年 7 月改定

目 次

第 1 章 総則	1
1－1 背景・目的	1
1－2 避難確保計画作成の必要性	1
1－3 計画の作成主体及び内容	2
1－4 対象となる施設の範囲	3
1－5 計画を作成するために参考となる資料	3
第 2 章 浸水に備えた体制づくり	5
2－1 防災体制の整備	5
2－2 施設等の整備	6
2－3 従業員等の教育	7
2－4 利用者への啓発	8
2－5 連絡体制の整備	8
2－6 防災訓練	9
2－7 情報収集	10
2－8 防災体制の確立	11
第 3 章 避難確保計画の作成及び提出並びに訓練の報告について	12
3－1 計画の作成及び提出並びに訓練の報告について	12
3－2 計画の作成要領（記入例）	12
第 4 章 用語説明	13
第 5 章 尼崎市防災ネットへの登録について	17

第1章 総則

1-1 背景・目的

近年、集中豪雨の増加に伴い、全国各地で河川の洪水処理能力を超える豪雨災害が頻発しています。尼崎市においても平成25年8月25日の集中豪雨により、市内各地で浸水被害が発生しました。

尼崎市は、東は猪名川・藻川、西は武庫川、南は大阪湾と3方を河川・海岸に接した三角州に立地しています。市域のほとんどが起伏なく平坦であり、市南部の約3分の1が海面（平均満潮位）より低い海拔ゼロメートル地帯となっていることから、洪水、高潮、津波や集中豪雨による内水氾濫等、普段から水害に対する対策を講じる必要があります。

要配慮者利用施設においては、要配慮者の避難に時間がかかることから、早期の避難に係る判断及び行動が必要となります。

施設の所有者又は管理者は、本手引きを参考に避難確保計画を作成の上、周知することにより利用者及び職員等の安全確保に努めることが必要です。



公立豊岡病院の浸水状況（平成16年10月）
（出典：中央防災会議 大規模水害対策に関する専門調査会報告）



グループホーム わだつみ苑の浸水状況
（平成22年10月奄美豪雨）
（出典：奄美市資料）

1-2 避難確保計画作成の必要性

水防法第15条において、不特定かつ多数の者が利用する浸水想定区域内の要配慮者利用施設について、市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定めることとなっています。

尼崎市地域防災計画で定められた施設の所有者又は管理者は、「避難確保計画の作成及び届出」、「訓練の実施及び報告」が義務となります。また、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う「自衛水防組織の設置」が努力義務となります。

※津波については、津波防災地域づくりに関する法律により、「津波災害警戒区域」内の施設に対して計画の作成等が規定されています。令和5年5月現在、尼崎市は「津波災害警戒区域」に指定されてはいませんが、南海トラフ巨大地震が発生した場合、市南部を中心に相当の浸水想定がされているため、本計画で津波避難の要素も盛り込んでいます。

1-3 計画の作成主体及び内容

避難確保計画は、施設の所有者又は管理者が作成すると定められていますが、施設の管理について権原が分れている場合は、管理権原を有する者が共同で以下の事項を協議したうえで、避難確保計画を作成してください。

① 洪水時等の防災体制に関する事項

- ② 洪水時等の避難の確保を図るための情報収集・伝達、施設・資器材の整備に関する事項
- ③ 洪水時等における利用者の避難誘導に関する事項
- ④ 洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- ⑤ 自衛水防組織の業務に関する事項（自衛水防組織を設置する場合）
- ⑥ その他、洪水時等における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

【参考】

水防法 第十五条の三

第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するほか、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

水防法施行規則 第十六条

第十六条 法第十五条の三第一項の要配慮者利用施設（法第十五条第一項第四号ロに規定する要配慮者利用施設をいう。以下同じ。）の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 要配慮者利用施設における洪水時等の防災体制に関する事項
- 二 要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の避難の誘導に関する事項
- 三 要配慮者利用施設における洪水時等の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- 四 要配慮者利用施設における洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- 五 自衛水防組織を置く場合にあっては、当該自衛水防組織の業務に関する次に掲げる事項
 - イ 水防管理者その他関係者との連絡調整、利用者が避難する際の誘導その他の水災による被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項
 - ロ 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関する事項
 - ハ その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

1-4 対象となる施設の範囲

対象となる要配慮者利用施設の範囲は、次のとおりです。

＜要配慮者利用施設の範囲＞

社会福祉施設	軽費老人ホーム、介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設、有料老人ホーム（全ての類型）、養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療
--------	---

	院、認知症対応型共同生活介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、通所介護事業所・地域密着型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所（※）、老人福祉センター、市立保育所、私立保育所（法人保育所）、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、小規模保育施設、家庭的保育施設、認可外保育施設、事業所内保育施設、助産施設、児童養護施設、母子生活支援施設、生活介護事業所、障害者支援施設、短期入所施設（障害）、自立訓練事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、共同生活援助事業所、日中一時支援、身体障害者福祉センター、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童発達支援もしくは放課後等デイサービスを行う施設、福祉ホーム、盲人ホーム、障害者生活ホーム、地域活動支援センター、小規模作業所、視覚障害者図書館
学校	幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）、特別支援学校
医療施設	病院（有床に限る）

※みなし指定を受けた病院、診療所で、通所リハビリテーションを実施している事業所も含む

なお、対象となる施設は、尼崎市地域防災計画「【資料編】地域防災計画資料Ⅰ4-7 浸水想定区域内の地下街等・要配慮者利用施設一覧」に、その名称及び所在地を掲載しています。尼崎市地域防災計画については、尼崎市ホームページに掲載しています。

尼崎市ホームページ「尼崎市地域防災計画」

https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/bosai_syobo/1036435/plan/021chiikibousai1.html

1-5 計画を作成するために参考となる資料

① 計画の策定にあたって（国土交通省ホームページ）

ア 要配慮者利用施設の浸水対策

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>

※要配慮者利用施設の浸水対策に役立つ情報が掲載されております。

イ 避難確保計画の作成・活用の手引き

<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/tebiki.pdf>

※計画を作成するにあたっての留意点等が記載されております。

ウ 要配慮者利用施設における避難確保に関する e ラーニング教材

【動画】 <https://www.youtube.com/watch?v=VtMIyW9Yow4>

【テキスト】 <https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/e-learning.pdf>

※施設の関係者等が施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための適切

な判断力・避難行動を養うことを目的とした教材です。

② 市内の浸水想定区域等の確認について

ア ハザードマップ

https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/bosai_syobo/hazardmap/index.html

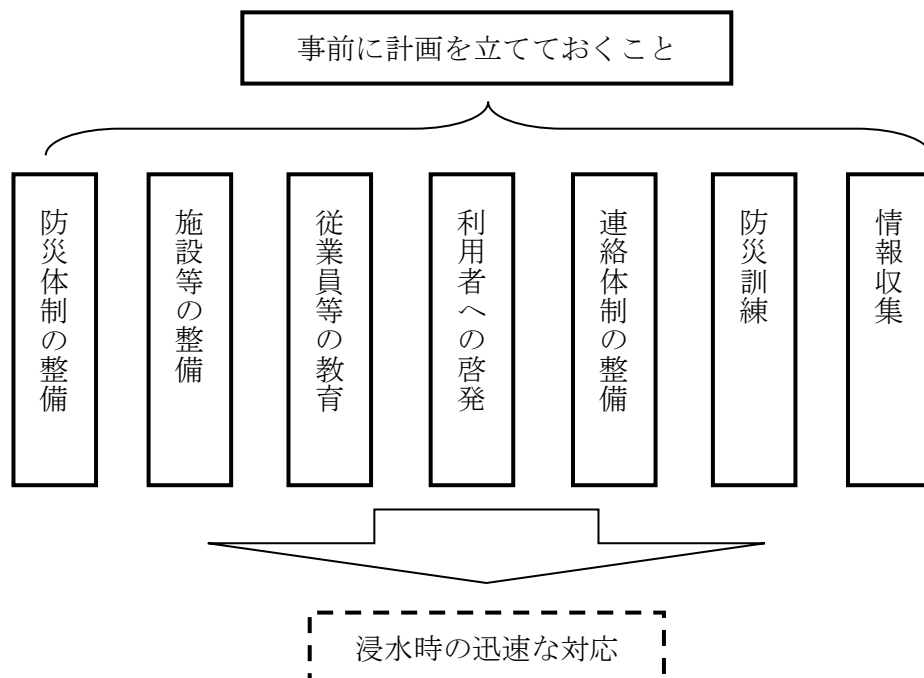
イ 兵庫県ＣＧハザードマップ

<http://www.hazardmap.pref.hyogo.jp/>

※見たい地点を住所検索などで簡単検索出来ます。

第2章 浸水に備えた体制づくり

施設の利用者の安全な避難を行うためには、施設の所有者又は管理者が浸水被害に備えた体制を確立しておくことが必要です。ここでは、浸水被害に備えて、事前にどのようなことについて計画を立てるのかを見てみましょう。

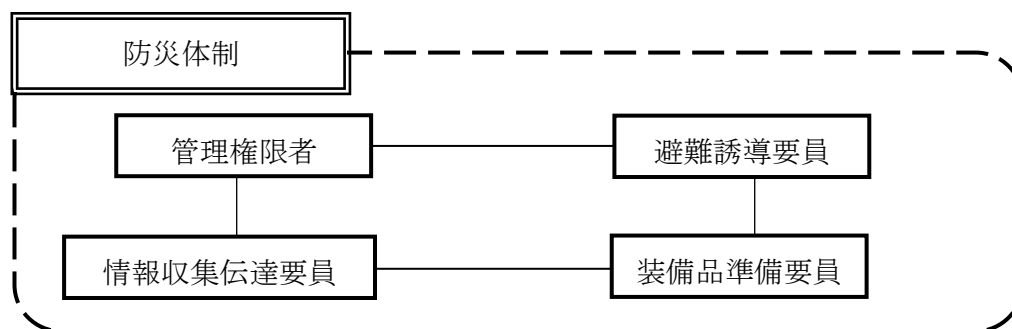


※介護保険施設等における非常災害対策計画や、南海トラフ特措法第7条の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策計画」等を作成されている施設は、計画作成の参考になりますので、確認しましょう。

2-1 防災体制の整備

浸水時の対応には、気象や河川水位等の情報収集、利用者や従業員等への危険情報の伝達・周知、避難誘導、防災機関への情報連絡等があります。これらの業務を分担して、浸水等に迅速かつ効果的に対応できるよう、防災体制について事前に計画しておきます。

次のような組織構成をモデルとして、各施設ごとに防災体制を検討してください。



【各要員の役割と主な任務】

○管理権限者

防災体制の責任者として、情報収集・伝達、避難誘導等について意思決定するとともに、各班に対し必要な指示を行います。

また、管理権限者が不測の事態等で指揮が取れない場合に備えて、あらかじめ代行者を選出しておいて下さい。

主な任務

- ア 防災体制の指揮監督
- イ 避難、誘導等の判断・指示

○情報収集伝達要員

気象・洪水情報、河川の水位状況、避難情報等をテレビ・ラジオ、インターネット等を活用して収集するとともに、周辺の降雨の状況や施設の浸水状況等について把握します。

また、気象情報や避難情報等について、拡声器や館内放送等により施設利用者等へ迅速に伝達します。

主な任務

- ア 気象・洪水情報、施設の浸水状況等の収集・把握、記録
- イ 施設利用者への情報連絡、館内放送等
- ウ 入所（院）者家族、関係機関への情報連絡

○避難誘導要員

平常時から浸水に備え、避難経路の設定や安全な避難先等についての確認を実施するとともに、避難誘導體制の確認を行います。

浸水時には、施設利用者・従業員等を安全な場所へ避難誘導します。また、要配慮者、未避難者、要救助者の把握や介助など、避難先での利用者支援を行います。

主な任務

- ア 避難ルート及び避難誘導體制の確認
- イ 利用者等の避難誘導、介助
- ウ 未避難者、要救助者の確認
- エ 避難先での利用者支援

○装備品準備要員

避難に必要な設備や装備品、備蓄品、避難先への持ち出し品等を点検し、準備をしておきます。

浸水時には、移動用車両の手配及び確保、施設利用者・従業員等の装備品等の装着、避難先への持ち出し品等の運搬及び管理を行います。

主な任務

- ア 避難に必要な設備や装備品及び備蓄品の点検及び準備
- イ 移動用車両の手配及び確保
- ウ 装備品等の装着
- エ 避難先への持ち出し品等の運搬及び管理

2-2 施設等の整備

浸水に備えるための取組みは、次の方法が考えられます。なお、浸水防止のための設備の改修は、施設の改修時に併せて実施するなど、状況に応じた整備に努めてください。

① 避難経路図の作成及び掲示

避難時の危険箇所を考慮して避難先（基本的に3階以上の安全な場所）までの避難経路を作成します。作成後は普段より利用者・従業員等の目に付きやすい場所に掲示して下さい。

なお、既に火災発生時などの避難経路図が掲示されている場合は、浸水時における避難経路及び避難場所等を併せて示す方法も有効です。

② 資器材・設備を上階に設置

資器材や自家発電機等の設備を用意していても、浸水すれば使用できなくなります。浸水の可能性が低い上階に設置することで、このような事態を防ぐことができます。

③ 資器材の整備

日頃から備えておきたい資器材の一例は、次のとおりです。災害時に正常に使用できるように、定期的な点検や整備を行って下さい。

また、保管場所を従業員等に周知して誰でも使える状態にしておいてください。

資器材名		備考・用途など	
個人装備	長靴	避難誘導時（浸水時の活動）等に使用	
	ライフジャケット		
	懐中電灯	停電時や夜間時に使用する	
共同で使用	取得情報	ラジオ	停電時にも使用出来るものを用意
		タブレット	情報取得機器として使用
		乾電池・バッテリー等	停電時に備えて用意
	誘導避難	拡声器	避難誘導などの時に使用
		メガホン	
		案内旗	
		搬送具	
	屋内安全確保用	水	長時間の浸水で屋内安全確保をした場合に使用
		食料	
		寝具	
		医薬品・衛生用品	
	防水・排水用資器材	土のう、止水板	侵入口を塞ぐ（規模に応じた数を確保する）
		水切り	床に溜まった水を掻き出す
		防水シート	財産保護等に使用する
		ブルーシート	防水処理や流入物処理に使用する

2-3 従業員等の教育

施設の所有者又は管理者は、従業員等が平常時から取り組むことや、災害時における避

難誘導等に関して防災教育を行う必要があります。従業員は、施設に浸水の危険性があることを十分認識し、利用者の生命を守る使命があることを意識して、災害時には的確に動けるようにしましょう。

① 日頃からの備え

地 理 条 件 等	ハザードマップ、過去の浸水実績等の確認
危険箇所把握	出入口や換気口などの浸水の可能性がある箇所の把握
支援内容検討	施設利用者の避難誘導方法や必要な介助について把握・検討
情 報 収 集	情報の入手先やその方法、入手した内容の解析等
資器材取扱い	備えている資器材の取扱いと点検整備

② 避難への備え

避 難 時	浸水の可能性がある場合は、早めに避難する。また、高齢者等避難が発令されたら速やかに避難を開始する。
	施設利用者に対して適切に避難誘導、介助を行う。
	浸水の状況に応じた避難経路を確認しておく。
施 設 整 備	ドアの外側が浸水していると水圧により開かないことがあるので注意する。
	土のうを積む際は、避難の妨げにならないように注意する。
電 気 系 統	停電等により電話やインターホンが使用できなくなる。
	浸水による停電により、照明が消えたり、エレベーターが停止したりすることがある。浸水が始まった場合は、エレベーターは使用しない。
	浸水や漏水により、防火シャッターが誤作動し、避難経路を遮断することがあるので、シャッターにより閉鎖されたときの避難経路も確認しておく。

③ 浸水への備え

浸 水 対 策	早い段階から出入口に土のうを積む、止水板の設置を行う等の応急対策を実施する。 また、電気設備系統に浸水すると、停電・誤作動・感電の危険があることに留意し、状況に応じて浸水対策などの措置を行う。
---------	---

2-4 利用者への啓発

施設の所有者又は管理者は、利用者に対して災害時における当該施設の危険性や避難時における対応策を平常時から周知しておいて下さい。避難経路図等に浸水時の避難経路及び避難先を明示し掲示することも大切です。

2-5 連絡体制の整備

① 従業員等の施設内関係者に対して

今後の気象状況により浸水の危険性があると判断した場合は、従業員等の施設関係者へ連絡します。その際に迅速かつ正確に伝える必要があるため、伝える内容等

についても予め決定しておいて下さい。

事前に緊急連絡網等を作成し、休日や営業時間外での連絡体制についても整備しておきます。また、深夜など従業員等が現場に居ない場合の対処方法も検討しておきましょう。

② 消防等の公的機関への通報

災害時に施設が浸水し、人が取り残されている可能性がある場合は、早急に最寄りの消防署へ119番通報を行って下さい。

2-6 防災訓練

施設の所有者又は管理者は、浸水を想定した訓練を定期的に行う必要があります。まずは実施可能な小さな訓練から取り組み、徐々に訓練内容の充実を図って下さい。

なお、令和3年5月に水防法（第15条の3第5項）が改正され、避難訓練を実施した場合には、施設の所有者又は管理者から市町村長に対して、訓練結果を報告することが義務化されています。「避難確保計画に基づく訓練の実施報告書」に必要事項を記載し、訓練を実施した年度の次年度4月末までに報告をお願いします。（例：令和7年12月訓練実施分⇒令和8年4月末までに本市へ報告）

以下は訓練の種類や内容についての一例ですので、取り組む際の参考にして下さい。

【訓練実施方法】

実動訓練

浸水時に円滑かつ迅速な行動をとるために、避難誘導等の実動訓練を行います。必要に応じて行政等に協力を依頼して実施することも防災力向上のために有効です。

図上訓練

施設図面等を用いて机上で行う訓練で、会議室などで比較的容易に行うことができる訓練です。図上訓練は、参加者全員が現状の危険性やその対応方法等について共通の認識を持つことができる有効な手段の一つです。

【訓練内容（例）】

① 情報収集・伝達・通報訓練

情報収集及び伝達方法の確認、関係機関等へ通報する訓練

② 避難誘導訓練

避難誘導方法及び誘導方向、避難誘導する人員配置に関する訓練

③ 救出・救護訓練

逃げ遅れた人の救助、ケガをした人の救護に関する訓練

2-7 情報収集

災害時は適切な情報をいち早く把握することが重要になってきます。気象情報や避難情報等を入手することが出来るよう、各種情報の収集方法を日頃から確認しておきましょう。以下は情報の収集方法の一例になります。

① メール配信サービスなど、日頃から登録しておく必要があるもの

※登録料は無料（ウェブ接続料・メール受信料は別途かかります）

ア ニ崎市防災ネット（アプリ）

尼崎市防災ネットに登録すると、兵庫県及び尼崎市が発表する災害情報がメールで届きます。（本手引き（P17）で登録方法について詳しく記載しています。）

<http://bosai.net/amagasaki/>

イ 災害情報のアプリ

Yahoo!防災速報に登録すると、豪雨予報、気象警報、避難情報等がアプリを通じて届きます。

<http://emg.yahoo.co.jp/>

② テレビ・ラジオで情報収集する

テレビ（ベイ・コミュニケーションズ）やラジオにて災害情報を確認しましょう。

③ インターネットで情報収集する

気象情報の収集（【気象庁】気象警報・注意報 <https://www.jma.go.jp/bosai/warning/>）に加えて、次の情報も状況に応じて確認しましょう。

ア ニ崎市の災害情報

尼崎市トップページ右上の「 防災・消防・緊急」から、避難場所の一覧などが確認出来ます。また、尼崎市内で災害が発生した場合は、トップページの一面に避難情報などの緊急情報が掲載されます。

尼崎市トップページ

<https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/index.html>

尼崎市防災情報フェイスブック

<https://www.facebook.com/amagasaki.bousai>

尼崎市公式 X

<https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/shisei/1001823/socialmedia.html>

イ 雨量情報

「川の防災情報」や「高解像度降水ナウキャスト」では、気象レーダーによる雨量の状況や水位を地図上で確認することが出来ます。

「大雨警報（浸水害）の危険度分布」では、大雨による浸水害発生の危険度を地図上で確認することが出来ます。

【国土交通省】川の防災情報（X バンド MP レーダ雨量情報）

<https://www.river.go.jp/>

【気象庁】高解像度降水ナウキャスト

<https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/>

【気象庁】大雨警報（浸水害）の危険度分布

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund/>

ウ 河川の水位情報

「洪水警報の危険度分布」では、河川の洪水の危険度を地図上で確認することが出来ます。「川の防災情報」、「猪名川防災情報」、「河川監視（ライブカメラ）システム」では、河川の水位情報を地図上で確認することが出来ます。

【気象庁】洪水警報の危険度分布

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood/>

【国土交通省】川の防災情報

<http://www.river.go.jp/kawabou/ipTopGaikyo.do?init=init&gamenId=01-0101&fldCtlParty=no>

【猪名川河川事務所】猪名川防災情報（猪名川（国管理河川）の水位情報）

<https://www.kkr.mlit.go.jp/inagawa/bousai/level.html>

【兵庫県】河川監視（ライブカメラ）システム（武庫川（県管理河川）の水位情報）

<http://hyogo.rivercam.info/nishinomiya/index/index>

2-8 防災体制の確立

浸水時又は浸水が予測される場合には、状況に応じて必要な防災体制をとれるようにして下さい。

特に次のような場合には、今後浸水が発生する可能性が予想されるような場合ですので、常に連絡が取れる状態を維持し、防災体制の準備をしておいて下さい。

- ① 大雨・洪水注意報が発表され、今後天候の悪化が想定されるとき
- ② 台風の襲来や局地的な集中豪雨が予想されるとき

そして、浸水等の発生の可能性がより強まった場合や、実際に浸水が発生した場合には防災体制を確立することとなります。次のような場合には、防災体制を確立し、浸水等の対応に備える（あるいは実施する）ようにして下さい。

- ① 大雨・洪水警報、高潮注意報^{※1}が発表され、今後さらなる天候の悪化が想定されるとき
- ② 大雨特別警報、高潮警報、高潮特別警報が発表されたとき
- ③ 避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）が周辺地区に発令されたとき
- ④ 武庫川、猪名川において、はん濫注意情報等が発表されたとき
- ⑤ 周辺の河川^{※2}において越水した場合又は越水のおそれがあるとき
- ⑥ 周辺地区で、大規模な道路冠水、床上浸水又は床下浸水の被害が発生したとき
- ⑦ その他、高潮、津波等による浸水の危険が予測されるとき

^{※1}高潮注意報については、警報に切り替える可能性が高い旨に該当されているものとなります。

^{※2}中小河川については、市からの情報に注意をしてください。

第3章 避難確保計画の作成及び提出並びに訓練の報告について

3-1 計画の作成及び提出並びに訓練の報告について

【計画の提出】

施設の管理者は、作成した避難確保計画を尼崎市へ報告する必要があります。

避難確保計画を作成後、計画本体と計画作成の報告書をPDF、ExcelもしくはWordデータファイルにして以下のメールアドレスに送付して下さい。後日、本市の受領印を押した計画作成の報告書を返信させていただきます。なお、作成していただいた計画に修正等があれば修正の依頼をさせていただきます。（メールがない場合はご連絡下さい。）

また、所有者又は管理者の変更等により、計画の内容を変更した場合につきましても、計画策定時と同様に、変更後の計画本体と計画変更の報告書を送付して下さい。

【訓練の報告】

訓練の実施報告書に必要事項を記載し、訓練を実施した年度の次年度4月末までに報告をお願いします。（例：令和7年12月訓練実施分⇒令和8年4月末までに本市へ報告）なお、計画の提出同様、訓練の実施報告書をPDFもしくはWordファイルにして以下のメールアドレスに送付して下さい。

《報告書及び計画提出先》

メールアドレス ama-kikikanrikikaku@city.amagasaki.hyogo.jp

尼崎市 危機管理安全局 危機管理安全部 企画管理課

住 所 〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号

電 話 06-6489-6564

3-2 計画の作成要領（記入例）

避難確保計画作成（変更）報告書と、避難確保計画本体を作成します。別途様式で作成しても構いませんが、次の項目を計画内で定めておかなければいけません。

- ① 洪水時等の防災体制に関する事項
- ② 洪水時等の避難の確保を図るための情報収集・伝達、施設・資器材の整備に関する事項
- ③ 洪水時等における利用者の避難誘導に関する事項
- ④ 洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- ⑤ その他、洪水時等における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

記入方法につきましては、本市ホームページに掲載しております、【記入例】避難確保計画届出・計画の記入例を参考にしてください。

第4章 用語説明

計画を作成するにあたっては、災害に関する用語を理解しておくことが重要です。

また、令和元年度に全戸配布した尼崎市防災ブックには、災害に関する用語をはじめ、各種災害の被害想定、防災学習情報などを掲載しておりますので、ご活用下さい。

尼崎市防災ブック

https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/bosai_syobo/1002162/1002199.html

1 災害に関する基本用語

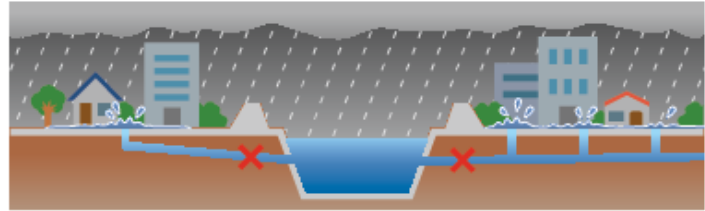
用語	解説
浸水	大雨、洪水等により住宅等へ水が入り込むこと。（例：床下浸水）特に地下空間は雨水が集中しやすく浸水しやすい。
冠水	道路や田畑が水に浸かること。（例：道路冠水）特にアンダーパス（地下道）は雨水が集中しやすく冠水しやすい。
越水（ いっすい 溢水）	増水した河川の水が堤防の高さを越えてあふれ出すこと。
決壊、破堤	堤防が破壊され、河川の水があふれ出すこと。
はん濫	越水（ いっすい 溢水）もしくは決壊により水が流出すること。
一級河川	国土の保全や国民の生活の上で特に重要な水系で国土交通大臣が指定した河川。管理は国土交通省が行う。※尼崎市周辺では、猪名川が一級河川です
二級河川	一級河川の水系以外で知事が指定した河川。管理は都道府県が行う。※尼崎市周辺では、武庫川が二級河川です
右岸、左岸	河川において、上流側から下流を見て右側を右岸、左側を左岸という。
堤内地、堤外地	堤防によって洪水はん濫から守られている住居や農地のある側を堤内地、堤防から河川側を堤外地という。
天端	堤防やダムが一番高い部分。
水平避難	洪水や津波等から生命の安全を確保するために、河川や海から離れた方向へ移動して避難すること。
垂直避難	洪水や津波等から生命の安全を確保するために、頑丈な建物の3階以上などの高い所へ避難すること。
要配慮者	高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦など、防災上の配慮を必要とする者。

避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者。
----------	---

○風水害の種類

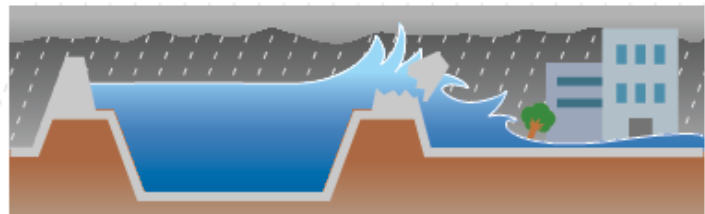
内水氾濫とは

大雨によりまちの排水が追いつかず、下水管や用水路などがあふれたり、河川の増水や高潮によって排水ができずに発生する浸水です。



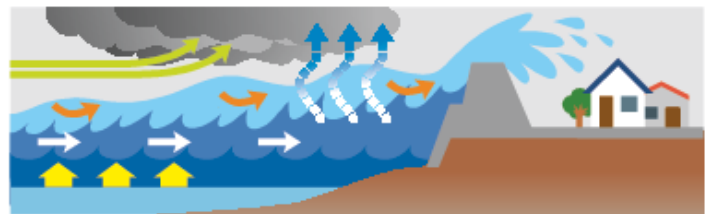
洪水(外水氾濫)とは

大雨により河川の堤防が壊れたり、堤防から水が溢れたりして発生する浸水です。



高潮とは

台風の到来などで、風が強く、気圧が低くなるときに潮位が高くなる現象です。長時間にわたって異常に高い潮位が続き、防潮堤をこえたり防潮堤を壊して海の水が入ると、浸水が発生します。



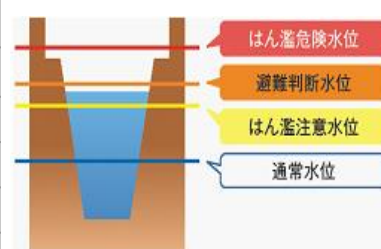
2 気象庁が発表する防災情報など

用語	解説
大雨注意報	大雨によって災害が発生する恐れがある場合に注意を促す
洪水注意報	大雨によって洪水が起こる恐れがある場合に注意を促す
高潮注意報	台風等による海面の異常上昇により災害が発生する恐れがある場合に注意を促す
大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがある場合に警告
洪水警報	大雨等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがある場合に警告
高潮警報	台風等による海面の異常上昇により重大な災害が発生する恐れがある場合に警告
大雨特別警報 高潮特別警報	台風や集中豪雨等により数十年に一度の大雨や高潮が予想され、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に警告 ※洪水に関する特別警報は発表されません
記録的短時間大雨 情報	数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨が観測された場合に発表

	※尼崎市では 110mm/時間が発表の基準となっています
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2 m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合に発表
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合に発表
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3 mを超える場合に発表 ※大津波警報は特別警報に位置付けられています
指定河川洪水予報	河川の増水やはん濫などに対する水防活動の判断や市民の避難行動の参考となるように、国土交通省または都道府県と気象庁が共同で、あらかじめ指定した河川について区間を決めて水位または流量を示した洪水の予報を行うもの。 指定河川洪水予報の標題には、はん濫注意情報、はん濫警戒情報、はん濫危険情報、はん濫発生情報の4つがあり、河川名を付して「〇〇川氾濫注意情報」のように発表される。 ※尼崎市周辺では、武庫川、猪名川が指定河川です。
はん濫注意情報	はん濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表される。
はん濫注意水位	災害の発生を警戒すべき水位。
はん濫警戒情報	避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合、あるいは一定時間後にははん濫危険水位に到達が見込まれる場合に発表される。
避難判断水位	市民等のはん濫に関する情報への注意喚起となる水位。 高齢者等避難の発令の目安となる水位。
はん濫危険情報	はん濫危険水位に到達した場合に発表される。
はん濫危険水位	相当の家屋浸水等の被害を生じるはん濫の起こる恐れがある水位。いつはん濫してもおかしくない状態。避難等のはん濫発生に対する対応を求める段階。避難指示の発令の目安となる水位。
はん濫発生情報	はん濫が発生した場合に発表される。はん濫水への警戒を求める段階。※避難指示の発令の目安は、水位が堤防天端高等に到達する恐れが高い場合等となります

○武庫川と猪名川における、はん濫に関する情報と水位設定

警報・注意報	洪水予報	武庫川(兵庫県)		猪名川・藻川(国)
		甲武橋観測所	小曾根観測所	小戸観測所
洪水警報	はん濫発生情報	—	—	—
	はん濫危険情報	5.20m	6.00m	4.00m
	はん濫警戒情報	4.10m	4.70m	3.40m
洪水注意報	はん濫注意情報	3.20m	4.00m	2.50m



3 避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）

尼崎市は、災害の恐れがあり避難が必要と判断した場合は、次の避難情報を発令し、防災行政無線や広報車、携帯電話の緊急速報メール等を通じて市民の皆さんに伝達します。詳しくは次のページをご覧ください。

https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/bosai_syobo/1036436/1002270.html

○避難情報の種類

高 危険度 低	警戒レベル	避難情報など	どんな行動をするか	本市から発令 気象庁が発表
	警戒レベル5	緊急安全確保	災害が発生し、切迫している状況です。 命の危険があるため、直ちに安全を確保しましょう	
	警戒レベル4 全員避難	避難指示	速やかに危険な場所から全員避難しましょう。 公的な避難場所に限らず、近くの安全な場所や、自宅内で安全を確保することも避難の選択肢の一つです	
	警戒レベル3 高齢者などは避難	高齢者等避難	避難に時間を要する人（高齢者、障害のある人、乳幼児）とその支援者は危険な場所から避難しましょう	
	警戒レベル2 警戒レベル1	大雨・洪水 注意報など 早期注意情報	気象情報などの最新情報に注意し、避難に備え、ハザードマップなどで自らの避難行動を確認しましょう	

4 尼崎市の避難場所

災害の種類や状況によって避難する場所が異なりますので、あらかじめ避難場所の違いを理解し、最寄りの津波等一時避難場所や指定避難場所を確認しておきましょう。

尼崎市の避難場所一覧など、詳しくは次のページをご覧ください。

https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/bosai_syobo/hinan/index.html

用語	解説
津波等一時避難場所 	洪水や津波が発生した場合や、発生のおそれがある場合に、命を守るために緊急一時的に避難できる場所。避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）が発令された際に避難可能。
指定避難場所 	災害により住居が被害を受け、住まいを失った場合や、災害発生後に災害の危険性がなくなるまで一定期間滞在する場所。 あくまで災害発生後に避難する場所であるため、洪水や津波が発生した場合等において、命を守るために緊急一時的に避難できる場所ではない。

※指定避難場所を避難場所として選択する場合は、津波等一時避難場所にも指定されている所であるか確認して下さい。

第5章 尼崎防災ネット（アプリ）への登録について

2-3 情報収集・伝達で前述しました、尼崎市防災ネット（アプリ）の登録方法です。尼崎市の河川の洪水等の災害情報や避難情報等を発表していますので、これらの情報を元に迅速な対応を行ってください。



ひょうご防災ネット

スマートフォンアプリ版登場！

「ひょうご防災ネット」は兵庫県および兵庫県内の市・町から「避難に関する情報」などの緊急情報や、地震、津波、気象警報などの防災に関する様々な情報を利用者の方々に提供するサービスです。
いつ発生するかわからない災害に備え、ぜひダウンロードしてください！！

主な機能

いざという時に備え「マイ避難カード」を作成



いざというときに、速やかに避難行動がとれるように、字びながら自身で考えた避難行動に移るタイミング（逃げ時）や避難場所をアプリ内「カード」に保存できます。また、保存した逃げ時に関する情報をプッシュ通知で受け取ると「マイ避難カード」を表示します。

避難に関する情報や各種気象情報などをプッシュ通知！



主な配信情報

- 地震速報・震・震からの緊急速報 ●避難関連情報 ●避難所開閉速報
- 避難所に関する情報 ●その他緊急気象の速報
- 気象速報・市・町からの避難が情報 ●地震情報
- 気象警報・警報 ●気象警報・特別警報 ●気象的短時間大雨情報
- 土砂災害警戒情報 ●河川洪水予報 ●雪崩注意情報

避難場所を地図で検索



（※）避難場所マップは外部サイトです。

12外国語対応

日本語で配信された緊急情報を自動翻訳して表示します。

12言語

- 中国語（簡体字・繁体字） ●韓国語 ●フランス語 ●ドイツ語
- インドネシア語 ●イタリア語 ●韓国語 ●ポルトガル語
- スペイン語 ●タイ語 ●ベトナム語

音声読み上げ

スマートフォンの音声読み上げ機能を使い、配信した情報を読み上げることができます。

防災情報リンク集

災害時に役立つと思われる、様々な防災情報のリンク集です。

3ヶ所の市・町の登録が可能

自宅や職場の地域が異なる場合でも安心です。さらに、現在地連動を設定すれば、今いる場所に関する情報も受信ができます。

現在地 ●市 ●町 ●村

ステップ1

下記 QR コードを読み取ってアプリをダウンロード



Android



iPhone

「Google Play」や「Apple Store」で

ひょうご防災

検索

ステップ2

アプリを起動し3つの初期設定を

言語の選択 ▷ 「尼崎市」を選択 ▷ 今いる場所の設定

○出典

国土交通省：「要配慮者利用施設（病院を除く）に係る避難確保計画作成の手引き（案）（洪水・内水・高潮編）」

「医療施設等（病院、診療所、助産所、介護老人保健施設等）に係る避難確保計画作成の手引き（案）（洪水・内水・高潮編）」

「要配慮者利用施設（医療施設等を除く）に係る避難確保計画（津波編）作成の手引き（案）」

「医療施設等（病院、診療所、助産所、介護老人保健施設等）に係る避難確保計画（津波編）作成の手引き（案）」

「要配慮者利用施設における避難確保計画作成の手引き別冊（作成支援編・様式編）」

「計画作成のひな形」

西宮市：「西宮市地下街等の避難確保計画作成の手引き」

京都市：「地下施設の浸水時避難確保計画作成の手引き」

名古屋市：「地下街等の避難確保・浸水防止計画作成マニュアル」

横浜市：「横浜市地下街等の避難確保・浸水防止計画作成マニュアル」

東京都千代田区：「【作成例】避難確保・浸水防止計画（単独施設）」

「【作成例】避難確保計画（要配慮者利用施設）」

札幌市：「避難確保計画・浸水防止計画作成の手引き」

「「洪水時の避難確保計画」作成の手引き」

旭川市：「避難確保計画（浸水想定区域内にある要配慮者利用施設用）」

○この手引きに関する問い合わせ

尼崎市 危機管理安全局 危機管理安全部 企画管理課

住 所 〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号

電 話 06-6489-6564

FAX 06-6489-6166